

令和 8 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務  
事業者選定方針

1 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書に対し審査会を行い、一次書類審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、一審査は書面審査にて行い、最終審査（上位 3 者）へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

最終審査会の開催日時及び場所については、一次審査通過者に対して日時及び場所の通知を行う事とし、公開しない。尚、一次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 評価方法

- ① 各評価者は「令和 8 年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 評価表」（以下「評価表」という。）により評価を行う。
- ② 評価にあたっては、各項目（評価の視点）を参考にするものとする。
- ③ 評価表は、事務局において取りまとめ集計する。

(3) 事業者の選定

各評価者の評価の合計点数が最も高い事業者を最優先事業者とし、同点の場合はそのすべての事業者の中から、いずれかの事業者を委員協議の上、選定する。

(4) 提案者が 1 者の場合の選定

提案者が 1 者の場合、委員評価点数の平均値が評価基準点 60%を上回ることを条件に、当該提案の提案者を優秀提案者とする。

## 2 価格点の評価

価格点は、10点満点で評価する。ただし、提示価格が渡嘉敷村の示した積算上限額を超過している事業者については、実施体制・技術力が優れている場合であっても採用しない。

### 評価の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計 100点 満点とし、得点配分については下記のとおりとする。

#### 【得点配分】

合 計 点 100 点	技術点 90 点	実績・経験 30 点
		提案内容 60 点
	価格点 10 点	

#### 「価格点について」

提出された見積書により、次の計算により算出する。

$$\text{価格点} = 10 \text{ 点} \times (\text{提出された見積価格のうち最低価格} \div \text{各提案者の見積価格})$$

※「小数第3位」で四捨五入をし、小数第2位まで表示する。